

## 1 目的

弘前市では、子どもたちの「社会を生き抜く力」を養成するために、I C T の活用を視点とした授業改善・授業づくりに取り組み、「個と集団が生きる授業」の実現を目指して、「弘前式」I C T 活用教育推進事業に取り組んでいる。

平成 27 年度から平成 28 年度までは、インクルーシブ教育の理念を基に、「よくわかる授業づくり」と「どの子ども共に学べる環境づくり」に向けて、弘前市立大成小学校、相馬小学校、第三中学校及び相馬中学校をモデル校に指定し、実物投影機・電子黒板機能付きプロジェクター・教師用タブレット型端末及び校内無線 L A N で構成する、「弘前式」I C T 3 点セットをツールとして活用し、I C T 支援員によるサポート等を受けながら I C T 活用授業の実践に取り組んでいる。

また、弘前市立常盤野小中学校は、民間企業からの寄付金を活用して「弘前式」I C T 3 点セットの整備に加え、児童生徒 1 人 1 台のタブレット型端末を活用した授業実践ができる環境を構築し、モデル校と同様に I C T 活用授業に取り組んでいる。

これらモデル校等による実践から、平成 28 年度は実物投影機及び電子黒板機能付きプロジェクターを、モデル校を除く全ての市立小・中学校に学級数の 3 分の 1 の割合で整備し、I C T 活用授業の実践に取り組んでいる。

これまでの取り組みを踏まえ、本業務では、これまで整備した I C T 機器の効果的活用と教員の I C T 活用能力向上に向けて、機器の操作はもちろん、授業提案や教材作成等のサポートを行う I C T 支援員の派遣と、今後の整備や活用の方向性を確認するため、これまでの取り組みによって得られた効果を測定する作業を一括で実施するものである。

## 2 委託期間

契約日の翌日から平成 30 年 3 月 23 日（金）まで

このうち、I C T 支援員の派遣は、原則、平成 29 年 10 月 2 日（月）から平成 30 年 2 月 28 日（水）までとする。

## 3 業務概要

### (1) I C T 支援員派遣業務

- I C T 支援員は「弘前式」I C T 活用教育推進事業の理念を理解の上、弘前市立小・中学校を訪問し、授業支援を中心として、校内導入機器や I C T の効果的な活用に繋がるソフトウェアを活用した支援を行うこと。
- 委託期間内において各校に 1 回 8 時間(休憩 1 時間を含む)程度とし、期間内に各校 2 回以上訪問すること。
- 支援を行う時間は原則として平日のみとする。ただし、学校からの要望があり、受託者が対応できる場合は平日以外も可とする。
- I C T 支援員の活動時間・内容が把握できる報告書を月 1 回以上、発注者に提出すること。
- I C T 支援員は小学校及び中学校における教育活動と I C T 利活用に精通した人材であること。
- I C T 支援員が対応する範囲は「弘前式」I C T 活用教育推進事業で整備した機器（実物投影機及び電子黒板機能付きプロジェクター。ただし、弘前市立大成小学校、相馬小学校、常盤野小中学校、第三中学校及び相馬中学校においては、教員用タブレット型端末及び校

内無線LANを含む。)の活用支援及び利活用に係る授業構想の検討とする。なお、学校が保有する機器を活用した支援を妨げるものではない。

- ICT支援員は機器の不具合を発見したときは、速やかに学校担当者に状況を報告すること。
- ICT支援員は教員に対して、授業に関する支援を実施すること。具体的な支援内容は、企画提案書に記載すること。
- 受託者は、「弘前式」ICT活用教育推進に向けて効果的な取り組みやデータなどを収集し、報告書に記載すること。
- ICT支援員派遣にあたっては、学校に対し派遣者及び責任者を明確にすること。
- 授業の計画段階で教員と打ち合わせを行い、普通教室・特別教室等、環境に合わせて授業に必要な各種準備を行うこと。
- 支援にあたり、教育コンテンツ等を含む場合は、提案価格に含めること。また、学校に対しては提案した教育コンテンツの使用は強制しないこと。
- ICT支援員が当該業務で作成したコンテンツは、その使用に関する権利は市に帰属することを原則とすること。

## (2) ICT活用教育効果検証業務

- 「弘前式」ICT活用教育推進事業に関する効果検証を行うこと。
- 効果検証は、原則として支援業務と一体で行うこと。
- 下記に掲げる項目について、指定する学校において調査を行うこと。
- 効果検証を行うために必要な訪問回数は、企画提案書に実施予定回数を記載すること。
- 調査にあたっては、定量・定性の両項目について行い、その内容を数値化・分析の上、効果と課題を明確に示すこと。なお、具体的な調査内容及び取り組み方法等は企画提案書に記載すること。
- 実施にあたっては、発注者及び検証実施校担当者と連絡を密に行うとともに、学校の負担に配慮して教職員・児童生徒対象の調査や、情報収集の手間を減らす仕組みを構築すること。
- 下記項目①及び②に関する調査は必須とする。

### <項目>

#### ①実物投影機及び電子黒板機能付きプロジェクターの教育的効果について

活用の有無や整備台数（平成28年度学級数の1/3にあたるセット数）が異なることによる教員・児童生徒の変容など。

#### ②「弘前式」ICTモデル校（3点セット整備）とほかの学校との差について

実物投影機及び電子黒板機能付きプロジェクターの整備状況の違いや、教員用タブレット型端末及び校内無線LANが整備されていることによる取り組みの違いなどから生じる教員の意識変化やそれに伴う児童生徒の変容など。

#### ③その他

ICT活用教育推進等に関して有用なデータ等に関する検証。内容は、企画提案書に記載すること。なお、提案事項の実施については確約するものではない。

## 4 業務の留意事項

### (1) 実施体制

本事業の受託者は本事業の遂行にあたり、複数の担当者を設置の上、業務の責任者

と副責任者を明確にすること。また、業務期間中、受託者は市教育委員会及び教職員等関係者に対し、取組状況や調査研究状況の報告及び意見交換を行う場を設置すること。

#### (2) 受託者の義務

本事業の受託者は、本事業を遂行するにあたり、関係法令及び本仕様書を遵守し、本事業の意図及び目的を十分に理解した上で、正確かつ丁寧に業務を実施しなければならない。

#### (3) 資料の貸与

本事業の受託者は、本事業の遂行にあたり、貸与した資料については、その取扱に十分留意することとし、紛失や汚損のないように努め、委託業務が完了後、速やかに返納すること。なお、市より貸与された資料については、本事業遂行以外の目的に使用してはならない。

#### (4) 機密の保持

本事業の受託者は、市の許可なく、本事業で知り得た情報や資料等について公表してはならない。また、第三者に対し情報が漏洩しないよう十分な配慮をすること。

#### (5) 協議

本事業の受託者は、本事業の実施に際して詳細な事項及び本仕様書に記載のない事項、作業内容について疑義が生じた時は、その都度、市と協議の上、実施すること。

#### (6) 著作権

本事業で作成された文書、映像資料の著作権は特別に定めのない限り、市に帰属するものとする。

### 5 守秘義務

本事業の受託者（業務従事者を含む）は、市の個人情報保護及び情報セキュリティに関する条例並びに規則等を遵守するとともに、本事業を履行する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。守秘義務は本事業完了後も負うものとする。

### 6 その他留意事項

- ①企画提案に関する経費等は、全て提案者の負担とする。
- ②提出された書類は、受託者選定に伴う作業等に必要な範囲内において、事前の承認を得ずに、市が複製を作成することがある。
- ③提出された資料は一切返却しない。
- ④本仕様書及び本事業において疑義が発生した場合、双方協議の上、決定する。
- ⑤本仕様書の業務においてネットワークの設定変更や附帯工事が発生する場合は、請負者の責任と提案価格の中で実施すること。